

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

No. 1897

2020・10・5
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

金融機関本店交渉

「コロナ禍で困っている業者にちからを！」

—広島みどり信金に申入れ—

毎年、県連(広商連)が行っている県内金融機関本店交渉。今年も三次民商は庄原民商とともに、24日に広島みどり信用金庫(庄原市)を訪れ懇談しました。



われしました。

「臨機応変にお客様にお伺いをしている」と回答。

このコロナ禍で生き残れるかは地元金融機関にかかっていきます。みどり信金側も「企業は地域の宝」だと思つて日々業務にあたっていると言

融資相談については「迅速に行っている。

他の銀行との競争はあるが、地域の銀行であるというところを見失わないよう、お客様を回っている。お客様と話スピードを持ってやっている」「コロナ禍での設備資金は本店で40件、全体で約100件。三次市の利子補

給制度を活用している」とのこと。また「このコロナ禍で当金庫の商品より、持続化給付金の紹介が多くなった」と実情を話されました。このコロナ禍で相談時点に断られた会員の事例を話し、「頑張っている業者に融資の道を開いてほしい」と訴えました。

税務調査については

三次市の国保減免締め切りについて

三次市の国民保険税の減免申請は9月30日となっていますが、三次市に問い合わせたところ、「コロナによる影響で9月までに収入が減少」であれば期限は無いと回答がありました。

後期高齢者医療保険の減免制度もあります。

—青色申告特別控除説明会—

青色申告特別控除の額が変更されるに伴い特例を受ける申請が9月末までとなっていることについての説明会を9月24日に夜の部を三次民商事務所で行い、14名が参加しました。



～要望項目～

《融資相談について》

- ① コロナ禍で苦しむ事業者に資金供給を迅速に行ってください。
- ② セーフティネット保証を活用した実質無利子・無担保融資を積極的に活用してください。特に資金供給(融資)は金額もさることながらスピードは命です。セーフティネット保証の趣旨に鑑み、広島県信用保証協会とも連携し、最大限の努力をお願いします。
- ③ セーフティネット保証を活用したコロナ関連貸付は運転資金ですが、コロナ禍を乗り切るために、事業転換や新分野進出等で設備投資を行う事業者に対しては、相談内容を十分に聴き取り、プロパー融資など活用し積極的に対応してください。
- ④ 今回のコロナ禍の重大性に鑑み、セーフティネット保証において風営法一号許可業者についても保証を行うこととなりました。今後も公序良俗に反せず、また性風俗店を除いた一号許可業者については融資の途を閉ざさない

よう要望してください。

- ⑤ 厳しい経済環境の下、財務内容(赤字)や過去の実績(一時的な遅滞や条件変更)、担保・人的保証にとらわれず、中小業者の実情をきめ細かくお聞きいただき、ニーズにあった資金供給を迅速に行ってください。
- ⑥ 低利の公的融資制度など、中小業者に有利な融資制度を積極的に紹介・活用していただき、事業者の負担になる、事業性フリーローンやカードローンへの誘導は行わないでください。特にキャンペーン等の理由での過度のお願いは行わないでください。

《税務調査について》

- ① 税務署の調査に係る金融機関への反面調査(任意調査)等の際には、納税者である預金者本人に必ず連絡してください。
- ② 預金者の財産と秘密を守り、納税者の権利を守る立場を堅持してください。また預金者本人の意向を尊重し、預金者の承諾のない「調査依頼」には応じないようにしてください。

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

話題の安芸高田市三矢の里
プレミアム付き商品券

売上アップのため
事業者登録しよう！

10,000円
↓
14,000円

この制度は安芸高田市が新型コロナウイルス感染症に伴う市内経済に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的に行う事業です。

申請書に必要な事項を記入し、
実行委員会事務局に提出

《登録期間》

令和7月30
日(木)から
10月30日(金)
まで

《商品券取扱事業者》

安芸高田市内に事業所または店舗がある事業者で安芸高田市内の店舗等のみにおいて商品券の使用を制限できる事業者

《登録申し込み》

申請書は民商
にあります。



コロナ施策説明会

●10月7日(水)

●10月14日(水)

●10月21日(水)

●10月28日(水)

いずれも午後2時から三次民商事務所にて開催します。

消費税の署名にご協力を！

今週の商工新聞と一緒に「消費税を5%に引き下げを求める署名」を一緒に付けていただけます。できるだけ多くの方に書いてもらい、事務所に届けてもらうか郵送をしてください。

今週の商工新聞・読みどころ！

今週の商工新聞2面に高田支部・重信さんの「家賃支援給付金」の記事が掲載されています。

会議や学習会もリモートの時代に
オンライン・ZOOMの使い方

の学習会

学習会の参加は10名までとし、事前の予約が必要です。参加希望の方は、民商に予約の上、学習会当日はお持ちのスマートフォンかタブレットをご持参ください。

日時 10月8日(木)

昼2時～3時

場所 三次民商事務所

無料法律相談

10月22日(木)
午後1時半～

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

秋の運動



宣伝カーを乗り回しましょー！

各支部、だれでも1週間、貸出します。三次市、安芸高田市すみずみまで、民商を宣伝しましょう！！

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654